

令和7年第1回 琴浦町教育委員会定例会〔成議書〕

と き：令和7年1月23日（木）13:30～15:20

と ころ：琴浦町役場本庁舎 防災会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名（森田委員、鍛川委員）

3 教育長あいさつ

4 各課報告

（1）教育総務課

- ・校区外・区域外就学の承認について
- ・就学援助の認定について
- ・中学生国際交流事業について

（2）社会教育課

- ・安田地区公民館のつどいの開催について

（3）人権・同和教育課

- ・琴浦町人権・同和教育推進協議会 人権啓発事業の開催について

5 議 事

議案第1号 令和6年度補正予算要求（1月補正）について〔承認〕

6 協議事項

- （1）地区公民館の現状と今後のあり方について

7 その他

- （1）令和7年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の推薦について
- （2）計画訪問について
- （3）学校公開について
- （4）卒業式・入学式の日程及び告辞割り当てについて
- （5）生徒指導報告について
- （6）市町村教育委員会委員・教育長等研修会について

8 閉 会

【次回の予定】 定例会：令和7年2月20日（木） 13時30分～
臨時会：令和7年3月12日（水） 8時30分～

仕事始め式 教育長訓示

令和7年1月6日
教育長 河原裕司

新年を迎え、皆さん今年の抱負を抱いていることでしょう。

年初めにあたり、私がモットーにしている言葉の一つを話したいと思います。

「あなたの『これから』が、あなたの『これまで』を決める」

これは、宇宙を研究者している方（佐治晴夫）の言葉です。

普通は、「これまでのことが、これからを決める」と考えます。

実際、『これまで』のことと無関係な「今」も『これから』もあり得ませんし、

『これまで』のことは、決して変えることも消すこともできません。

「あなたの『これから』が、あなたの『これまで』を決める」とは、

失敗したことも、思い通りにいかなかったことも、

みな無駄ではなかった、自分には必要なことだったと、

『これまで』に意味を見出し、引き受けていくということ。

変えることも、消すこともできない『これまで』は、

『これから』の生き方次第で、その意味が大きく変わるということです。

ここでお伝えしたいのは、「兆」という漢字です。

これから業務を進めていくと、必ず「良い兆」「悪い兆」があるでしょう。

意外と知られてない事実が、「兆」を部首に持つ動詞は

この世に二つしか存在しないということ。

「挑」と「逃」です。

これは「兆」を目の前にした時、人間の行動には二つしかないことを暗示しています。

「挑む」か「逃げる」かのどっちかだということ！

挑み続け、素晴らしい『これから』につながることを願っています。

令和7年2月4日

教育長 河原裕司

～ 残り姿 ～

日本語には、美しい表現がたくさんありますが、「残り姿（のこりすがた）」という言葉を知っていますか？ 「残り姿」というのは、「終わった後の姿」「その場からいなくなった後の姿」を感じることを言います。「その場にいた人々の心が想像できる、気持ちのよい姿」のこととして使われます。

例えば、学校では「残り姿」を、毎日、子どもたちが下校した後の「教室」、「廊下」、「体育館」、「下駄箱」などで感じるすることができます。子どもたちが帰った後の「教室」は、窓が閉まり、机や椅子、ロッカーがきれいにそろって、黒板がきれいに掃除されています。「下駄箱」の上履きもきれいに並んでいます。「今日も、しっかり友だちと思いやりや考え、優しさや思いやりが響き合い、さまざまな学びができていたんだなあ」と感じるすることができる気持ちのよい「残り姿」です。

学校には、日々このような「残り姿」がありますが、私も中学校で20年間担任をした経験がありますので、もっと深く大きい「残り姿」もあることを知っています。

それは、3月の卒業式や修了式が終わった後の学校の中です。ここには深くて大きい「残り姿」がたくさんあります。掲示物が外され、荷物もなく、掃除が行き届いた教室。誰もいない、机と椅子だけになった空間です。しかし、いつも通り教室に行き、教壇に立つと、さまざまな「残り姿」を感じることができました。その一年間に起こったさまざまな出来事。あの時の「笑顔」、あの時の「涙」、あの時の「一体感」。新しい生徒を待つ「何もない教室」ですが、担任した生徒の懐かしく愛おしい「残り姿」を感じることができます。

さらに、学校には、とても深くて、もっと大きい「残り姿」があります。子どもたちが卒業して10年後、20年後に学校を訪れると……。多くの「残り姿」を「思い出」として感じるができると思います。

実は、子どもたち一人一人の毎日の「残り姿」が、学校の「校風」となり「伝統」となっていきます。「校風」や「伝統」は、それぞれの学校で全く違います。その学校に入ると感じる「雰囲気」が「校風」です。他校や上級学校に行った際、「校風」を感じる経験をした子どもも大人も多いと思います。このような毎日の「残り姿」が積み重なって、「校風」となります。そして「校風」が積み重なって、「伝統」になっていくのです。

一年間の締めくくりの時期になりました。

どのような「残り姿」を残すことができるのか。

この時期だからこそ、学校にいるそれぞれが自分で考え行動してほしいと思うのです。

令和7年1月教育委員会定例会報告

教育総務課

1. 校区外・区域外就学の承認について（別紙1）

2. 就学援助の認定について（別紙2）

3. 中学生国際交流事業について

日南中学校の学生が東伯・赤碕中学校の学生と交流

・ 来訪団 14人（学生9人、先生4人、通訳1人）

・ 来訪日程 2/12（水）～2/16（日）

・ 内容	2/12（水）	来日	ホテル泊
	2/13（木）	学校交流、歓迎夕食会	ホストファミリー泊
	2/14（金）	学校交流	ホストファミリー泊
	2/15（土）	ホストファミリー交流	ホストファミリー泊
	2/16（日）	歓送会、帰国	

校区外・区域外就学の承認について

次のとおり、琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)第2条第1項の規定に基づき承認しました。

【校区外就学】

番号	学年	校区外就学校	指定校	校区外就学期間	住所	認定要件	備考
1	新小1	船上小学校	赤碕小学校	令和7年4月1日～ 令和13年3月31日	琴浦町赤碕	(3)	新規
2	小2	赤碕小学校	八橋小学校	令和7年1月8日～ 令和8年3月31日	琴浦町徳万	(1)	新規(姉妹)
3	小3	赤碕小学校	八橋小学校	令和7年1月8日～ 令和8年3月31日	琴浦町徳万	(1)	新規(姉妹)

【私立学校等就学届出者】

番号	学年	区域外就学校	指定校	私立学校就学年月日	住所	理由
1	新中1	湯梨浜学園 中学校	東伯中学校	R7.4.1	琴浦町大字八橋	私立学校等に入学が決定したため
2	新中1	湯梨浜学園 中学校	赤碕中学校	R7.4.1	琴浦町大字逢東	私立学校等に入学が決定したため

〈参考〉

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)

(認定要件) 第2条

(1) 学年中途等の転居の場合	(2) 新築等により転居予定先区域の学校に就学する場合(転居先住所が確定している場合に限る。)
(3) 小学生の保護者が共に仕事に従事し、児童の下校後、自宅に保護者がいない事情にある者で、預かり先所在地の指定校に就学を希望する場合	(4) 児童生徒の心身の事情、いじめ、不登校等により、指定校へ通学することが困難であり、当該事情に即応した他の学校への就学を希望する場合
(5) 通学の利便性など地理的事情による場合	(6) DV、家庭事情等により、住民票の異動手続きができない場合
(7) 部活動等学校独自の活動による場合	(8) 兄弟姉妹が指定校を変更し、通学している学校への就学を希望する場合
(9) 校区外就学の承認を受けている児童が、当該区域への中学進学を希望する場合	(10) 校区外就学の事由の解消に伴い、指定校が変更となる場合に、周囲の環境又は友人関係を維持するため、今まで通っていた学校に引き続き通学を希望する場合

就学援助の認定について

次のとおり、就学援助の認定について、琴浦町就学援助支給に関する要綱(令和5年教育委員会訓令第1号)第7条の規定により決定しました。

申請者一覧

番号	学校名	学年	新規 継続	住所	認定の 根拠	需要額測定		
						収入額(A)	需要額(B)	A/B
1	赤碕小学校	2	新規	琴浦町中尾	ク	-	-	-
2	赤碕小学校	5	新規	琴浦町中尾	ク	-	-	-
3	聖郷小学校	6	新規	琴浦町三保	ク	-	-	-
4	八橋小学校	2	新規	琴浦町浦安	ク	-	-	-
5	八橋小学校	6	新規	琴浦町浦安	ク	-	-	-

〈参考〉琴浦町就学援助支給に関する要綱

(対象者)

要保護者（生活保護法第6条第2項）	
準要保護（要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者）	
ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	イ 市町村民税の非課税
ウ 市町村民税の減免	エ 個人の事業税の減免
オ 固定資産税の減免	カ 国民年金の掛金の減免
キ 保険料の減免又は徴収の猶予	ク 児童扶養手当の支給
ケ 生活福祉資金貸付等による貸付	
コ その属する世帯の収入額が教育委員会が別に定める認定基準額に満たない者	
サ 当該年度において、会社の倒産、事業の閉鎖若しくは家庭事情の変動等により所得が著しく減った者で、支給の必要があると教育委員会が認めた者	

1. 安田地区公民館のつどいの開催について

下記のとおり開催されますので、ご案内します。

名 称	日 時	会 場
安田地区公民館のつどい	2月17日(月)～23日(日) 9:00～16:00 ※最終日のみ14:00まで	安田地区公民館 旧安田保育園

1 琴浦町人権・同和教育推進協議会 人権啓発事業の開催について

「部落問題について正しい理解を深める講演会」

日 時 令和7年3月16日（日） 13:30～15:30

会 場 赤碕地域コミュニティーセンター 多目的ホール

テーマ 「変容する部落差別」～差別をつくりかえ、再生産するのは誰なのか？～

講 師 あくざわ まりこ 阿久澤 麻理子さん（大阪公立大学人権問題研究センター教授）

※詳細は別添チラシのとおり

部落問題について正しい理解を深める講演会

3月16日【日】 13:30～15:30

赤碕地域コミュニティセンター 多目的ホール

講演会

『変容する部落差別』

～差別をつくりかえ、再生産するのは誰なのか？～

あくざわ まりこ
講師 阿久澤 麻理子さん

(大阪公立大学人権問題研究センター教授)

—差別は「される側」ではなく「する側」の問題です。—

部落差別は、日本の歴史的過程で形づくられた身分差別という社会的構造に組み込まれた差別です。

そして、現代においても、部落差別は形を変えながら続いています。部落差別をなくすために何か必要なのか みなさんと一緒に考えましょう。

【講師プロフィール】

1963年生まれ。上智大学法学部国際関係法学科卒業。奈良教育大学教育学研究科修士課程修了。大阪大学人間科学研究科博士後期課程修了（人間科学博士）。教育学・法学・社会学の学際的視点から人権教育および変容する差別について研究。著書に『差別する人の研究－変容する部落差別と現代のレイシズム』（2023年）他多数。

主催 琴浦町人権・同和教育推進協議会

問い合わせ 琴浦町教育委員会事務局 人権・同和教育課

電話 0858-52-1162 ファクシミリ 0858-52-1122

メール jinken-douwakyouiku@town.kotoura.tottori.jp

議案第 1 号

令和 6 年度（1 月臨時議会）補正予算要求について

令和 6 年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和 7 年 1 月 2 3 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 7 年 1 月 2 3 日 承 認

琴浦町教育委員会



1 基本情報

事業番号	256、277	事業名	小学校管理費・中学校管理費		事業区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続			
担当課	教育総務課		担当係	総務係					
予算区分	款	9	教育費	項	2.3	小学校費・中学校費	目	1	学校管理費
まちづくりビジョン	②子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり				②子どもたちが安心して遊び、学べる環境づくり				
重点項目	ふるさとへの愛着を深める、地域に根差した体験と学びの展開								

2 補正後の事業費等

項目	補正前 (千円)	今回 補正額 (千円)	財源内訳					備考	
			国庫 支出金	県支出金	その他 (収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
9号補正 1月臨時	69,213	62,495	15,538	0	0	44,200	2,757		補正予算債 18,800千円 合併特例債 25,400千円
補正後 (千円)		131,708	17,401	0	552	69,300	44,455		

3 事業の概要

補正の概要	老朽化による機能低下や故障が発生している中学校の空調設備更新事業について、R7年度での実施を計画していたが国補正予算にあわせて前倒しで実施する。 また、年度内での事業完了が困難であるため、事業費を令和7年度に繰り越す。			
補正の内容	(単位：千円)			
	細事業等	内容	補正額	財源内訳
	中学校空調設備更新事業 ※R7繰越	○中学校空調設備更新事業（新規） 61,208千円 (内訳) (1) 空調更新工事発注図書作成業務 800千円 (2) 東伯中学校空調設備更新工事 34,184千円 (職員室、応接室、校長室、事務室、会議室、保健室、音楽室、大会議室、サポート教室) (3) 赤碕中学校空調設備更新工事 26,224千円 (職員室、校長室、保健室、事務室、多目的室、会議室、音楽室、相談室、礼法室、大会議室、美術室)	61,208	国 15,538 町債 44,200 町 1,470
	中学校高圧ケーブル更新事業 ※R7繰越	○赤碕中学校高圧ケーブル更新工事（新規）1,287千円 ○補正の主な理由 電気設備定期点検の結果、引込高圧ケーブルに亀裂があり、早急な敷設替えが必要との指摘を受けたため。	1,287	単町
	合計		62,495	
これまでの取組状況や改善点等				

令和6年度に施行された「地域運営組織条例」をふまえ、各地区の地域振興や公民館運営の状況を共通認識するとともに、各地区の実態に即した今後の地域づくりや組織のあり方について意見交換を行う。

1. 経過と現状

■公民館を基軸とした地域づくり

○**琴浦町地域づくりの方針**
 (令和5年6月議会常任委員会で説明)
「各地区の実態に即した地域振興や組織のあり方を尊重し、住民主体の地域づくりを進める。」

○公民館での取り組み

1. 公民館を各地区に設置し、館長及び必要な職員を置き、公民館運営協議会や自治会の役員と協力して事業を実施。
 ・公民館は教育委員会が管理し、社会教育課は担当課として各地区の担当職員を置き、日常的に社会教育事業の確保や支援を行う。

・公民館を地域づくりの活動拠点とすると共に、地域住民が主体となった地域づくりの取り組みを支える基盤をつくる。

○公民館と自治会

・公民館は行政組織として、自治会と役場をつなげる役割もある(区長会への依頼・連絡、各課からの依頼や事業実施の連携等)

2. 今後について

■地域運営組織と公運協

・地域運営組織は、地域住民が主体的に地域の活動や運営方針を議論し実践する場。
 ・公運協は、公民館の運営について審議する役割。また部落から選出された役員と合同で公民館事業について審議し、協働して取り組んでいる。

■今後の公民館運営

・地域運営組織条例制定をふまえ、地域運営組織がある地区では、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営について審議し、協働して取り組み体制が整った。

・今年度の活動状況からも、審議する役割を担えると認めることができ。
 ・各地区の実態に即した地域振興や組織のあり方を尊重し、地域がより活動しやすい体制を整えることで、住民主体の地域づくりを進めたい。

→公民館条例の改正を検討

**公運協について「ただし書き」を追加。
 (地域運営組織がその役割を兼ねることができる)**

■地域運営組織条例の制定

・令和6年3月議会で地域運営組織の位置づけを定める「地域運営組織条例」を制定。

附則で公民館条例の一部改正(公運協を置く→地域運営組織がある地区については、この限りではない)を提案したが、議会の修正動議により附則が削除され、改正されなかった。

・4/1施行後、以西、安田、古布庄の3地区の地域運営組織が町の認定を受け、公民館と一体となって各地区の社会教育活動、地域づくり活動に取り組んでいる。

■公民館運営協議会の状況

・公運協を引き続き置くことになったため、2地区は地域運営組織の役員を公運協委員として兼任で委嘱、1地区は今年度は選出できていない。

・公運協の会議は、地域運営組織の役員会を合同会と位置づけて開催する地区と、同一の内容について公運協を別に開催した地区があった。

■3月議会の経緯

- ・「琴浦町地域運営組織条例の制定について」議案上程
- ・最終日の議決にあたり、議員3名より修正動議（修正議案）の提出
- 【内容】 琴浦町地域運営組織条例制定案の一部を次のように修正する。
附則第2条（琴浦町公民館条例の一部改正）を削る。
- 【提案理由】 この度の、琴浦町地域運営組織条例案の附則第2条（琴浦町公民館条例の一部改正）は、公民館活動に大きな役割を果たしている公民館運営協議会の設置を任意化するものである。
これにより公民館を基軸とする地域の活動が阻害され、本町の社会教育が後退する懸念が生じる。
このため、条例案の一部を削除するものである。
- ・修正案が賛成多数により可決 →公民館条例の一部改正は削除（現行どおり「置く。」）

■修正動議の意見への考え方

地域運営組織の条例例化により地区ごとの活動を進める中で、意見に対する考え方を次のとおり整理する。

○公民館活動に大きな役割を果たしている公民館運営協議会の設置を任意化するもの

- ・公運協は、公民館の運営について審議する役割。地域の社会教育の拠点である公民館の運営について審議する必要があるため、各地区に公運協を置く必要がある。
- ・地域運営組織の条例例化と認定された組織の活動状況をふまえ、公民館の運営についても地域住民の意向を適切に反映した地域運営組織が公運協の役割も兼ねて、組織の話し合いの中で公民館事業についても・町が認定した地域運営組織が公運協の役割も兼ねて、組織の話し合いの中で公民館事業についても審議することができると認めると認めることができる。

○公民館を基軸とする地域の活動が阻害され、本町の社会教育が後退する懸念

- ・琴浦町の場合は、全地区に公民館が設置され、職員が配置されている。
- ・公民館は教育委員会が管理し、その所管課は社会教育課となる。
- ・各地域運営組織には社会教育事業に関する部会が設けられており、これまで公民館が担ってきた社会教育・生涯学習に引き続き取り組んでいる。
- ・地域運営組織と公民館が一体となって活動しており、担当課は各地区の担当職員を置き、役員会へ出席したり日常的に社会教育事業の確認や支援を行っている。
- ・これまで通り、担当課と公民館職員が情報共有等を行い、地域の社会教育活動がより充実していくように支援するため、社会教育が後退する懸念はないと考える。

【その他】議会日より（第80号）掲載の修正案賛成討論（田中議員）
「原案条例で公民館条例に触れることは問題である。地域運営組織条例と公民館条例は別物。」→個別の議案として整理する

○昭和24年法律第207号

第29条 公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

○昭和34年法律第158号

第29条第1項に次の但し書きを加える。

但し、2以上の公民館を設置する市町村においては、条例の定めるところにより、当該2以上の公民館について1の公民館運営審議会を置くことができる。

○平成11年7月16日 法律第87号

「**地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律**」中、

（**社会教育の一部改正**）

第29条第1項中「置く」を「置くことができる」に改め、ただし書を削る。

以前は社会教育法によって、公民館運営審議会の設置が義務づけられていたが、平成11年の地方分権一括法の制定による社会教育法の改正で、公民館運営審議会の設置義務が廃止された。これは、地域の実態に応じた形で住民意思を反映させるため、公民館運営審議会あるいはそれにかわる審議会等の設置により会議の活性化を図ることを狙いとしており、今後は幅広い様々な人からの委員の登用により、公民館の新たなあり方を探る必要がある。

（H16.9.1合併に向けた調整）

赤碕町公民館設置条例

第6条 法第29条の規定により町公民館及び各地区公民館に公民館運営協議会を置く。

東伯町立公民館の設置及び管理等に関する条例

第4条 教育委員会は、公民館の運営について、その対象地域内の各種機関及び団体の代表並びに学識経験者をもって構成する公民館管理委員会に委託することができる。

2 各公民館管理委員会の機能・運営・役員構成等については、教育委員会の指導に基づき、管理委員会規定において定めることができる。

附則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

3 改正前条例で規定されていた公民館運営審議会委員の職に在る者については、本条例施行に伴いその職を解くこととする。

※旧東伯町には公運協に係る条文がなかったため、赤碕町の条例により整理したと推測される。

琴浦町公民館条例（H16.9.1）（現条例）

第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。

地域づくり協議経過

地域の動き

■小学校の閉校等

→地域の危機感が高まり、住民主体の協議会が設立し、活動が活発化

【古布庄地区振興協議会】

- ・ H23 古布庄保育園休園
- ・ H24 魅力ある古布庄をつくる会設立
- ・ H26 古布庄小学校閉校
- ・ H26 古布庄地区振興協議会設立

【安田地区振興協議会】

- ・ H26 安田小学校閉校
- ・ H27 安田保育園閉園
- ・ H28 安田地区振興協議会設立

【以西地区振興協議会】

- ・ H25 あすの以西を創る会設立
- ・ H26 以西小学校閉校
- ・ H28 以西保育園閉園
- ・ H31 以西地区振興協議会設立

■組織による地域運営に向けたあり方検討

- R4 古布庄まちづくり協議会 設立
→モデル事業として地域運営を担う
- R5 安田地域づくり協議会 設立
以西地区振興協議会 組織再編（公運協と連携）
→モデル事業として地域運営を担う

行政の動き

■公民館と併存し協議会支援

- H29 古布庄、以西に集落支援員配置
- R1 人口ビジョン作成、ワークショップ推進開始
- R1 安田に集落支援員配置

■事業レビューによる検証

- R1 事業レビュー
→地域課題に根差した公民館事業見直し
→公民館と協議会の拠点一体化

■まちづくりセンター構想推進

- R2～4 全町区長会、行政懇談会、各地区公民館運営協議会等
でまちづくりセンター構想について説明
- R4 まちづくりモデル事業実施（古布庄）

■公民館機能を基軸とした地域づくり

- R5.4 町長と地域の意見交換（住民組織3地区）
- R5.5 町長と地域の意見交換（公民館運営6地区）
- R5.5 館長・主事会（協議会含む）で全地区説明
・施設管理、職員雇用を住民組織で実施すること困難
・住民組織が定着している地区は継続的な支援必要

R5.6 琴浦町地域づくりの方針

- 地域の実態に即した地域振興や組織のあり方を尊重
- ・まちづくりセンター化は行わない
- ・地区ごとに公民館が住民組織による地域運営を選択可能
→住民組織の活動根拠となる規定を検討

- R5.9 モデル事業を拡大し効果検証実施（古布庄、安田、以西）

琴浦町地域づくりの方針

地区公民館を基軸として 地域づくり及び地域の課題解決に取り組む

- 各地区の実態に即した地域振興や組織のあり方を尊重し、住民主体の地域づくりを進める

①地区公民館による地域運営

→公民館を中心として、住民を巻き込んだ主体的な地域振興を推進

- ・ R7年度末全地区一斉のセンター化（住民組織による地域運営）は修正し、各地区の状況に応じて支援
- ・ 各種サークル活動やボランティア活動等、地区内の様々な住民団体の活動を支援
- ・ 公民館における社会教育事業を発展させ、地区住民の主体性と全体の機運が高まれば、協議会等の立ち上げを支援



住民組織による地域運営に移行可能

②住民組織による地域運営

→住民組織による主体的活動（生涯学習、地域振興等）を推進

- ・ 「まちづくり協議会条例」等、住民組織活動の根拠となる規程を整備
- ・ 人的支援（館長、主事の配置）、財政的支援（交付金等での活動費）を継続
- ・ 公民館は残すが、施設名は愛称でも可とし、親しみやすい地域の拠点を目指す

議案第4号

琴浦町地域運営組織条例の制定について

別紙のとおり、琴浦町地域運営組織条例を制定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、
本議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

琴浦町地域運営組織条例

(目的)

第1条 この条例は、地域運営組織の活動の定着及び活性化を図り、もって地域課題の解決と住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域運営組織 地域住民が中心となって形成し、住民の主体的参画をもつて地域活性化や地域福祉の充実、地域課題の解決に向けた取組を継続して実践する組織をいう。
- (2) 地域づくり 地域の課題解決に向けた住民主体による活動を推進することで、将来にわたって安心して住み続けられる地域を実現するために行う活動をいう。

(組織の役割)

第3条 地域運営組織は、町と協働して地域づくりを行うものとする。

- 2 地域運営組織は、地域づくりを行うに当たっては、地域の活性化及び地域の課題の解決に寄与する活動に自主的かつ主体的に取り組むものとする。
- 3 地域運営組織は、地域づくりを円滑かつ効果的に行うため、地域運営組織相互に情報交換及び連絡調整を図るように努めるものとする。

(対象区域)

第4条 地域運営組織の事業の主たる対象となる区域は、琴浦町公民館条例(平成17年琴浦町条例第28号)第2条において定める地区公民館ごとの対象区域(以下「対象区域」という。)とする。

(組織の要件)

第5条 地域運営組織は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 対象区域のすべての自治会が参加をし、その代表者が地域運営組織の運営に参画していること。
- (2) 対象区域の住民すべてが加入できること。
- (3) 目的、名称、区域、事務所の所在地、代表者及び会議、意思決定を行うための機関などを明記した規約を定め、当該規約に従い運営されていること。
- (4) 運営に当たる役員や代表者が民主的に選出されていること。
- (5) 民主的で透明性のある運営ができること。

(認定等)

第6条 町長は、前条の要件に該当する組織を地域運営組織として認定することができる。

2 前項に規定する認定は、1つの対象区域につき、1団体に限るものとする。

(事業)

第7条 地域運営組織は、地域づくり事業を行うものとする。

(活動の制限)

第8条 地域運営組織は、次に掲げる活動を行ってはならない。

(1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(計画の策定)

第9条 地域運営組織は、第7条の事業を行うため、地域の特性に基づく地域の将来像並びに地域づくりの基本目標及び活動方針を定めた計画を策定するものとする。

(町の支援)

第10条 町は、地域づくりを推進するため、地域運営組織に対し、必要な支援を行うものとする。この場合において、町は、地域運営組織の自主性及び自立性を尊重するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(琴浦町公民館条例の一部改正)

第2条 琴浦町公民館条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公民館運営協議会) 第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。 <u>ただし、琴浦町地域運営組織条例</u>	(公民館運営協議会) 第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。

(令和6年琴浦町条例第 号)第6条に基づき認定された地域運営組織のある対象区域の地区公民館については、この限りでない。

2及び3 略

2及び3 略

令和7年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の推薦について

- 1 委員の推薦について
琴浦町教育委員会の教育委員または教育長から、第1候補者、第2候補者の2名を推薦する。
- 2 任期 令和7年4月1日～令和7年8月31日
- 3 主な業務
特別支援学校及び特別支援学級対象の著作教科書（知的障がい用）（中学部用）、一般図書について審議を行う。

〈審議の流れ〉
第1回：採択基準等の審議
（事務局が作成した「採択基準」の原案について審議し、決定する。）
第2回：調査員が作成した一般図書等の「選定に必要な資料」に関する審議
- 4 審議会開催予定日
第1回：令和7年4月下旬（会場：鳥取県庁）
第2回：令和7年6月上旬（会場：鳥取県庁）
- 5 審議対象の教科書
特別支援学校及び特別支援学級対象の著作教科書（知的障がい用）（中学部用）、一般図書
- 6 推薦に係る留意事項
 - ・委員の推薦にあたっては、添付の「鳥取県教科用図書選定審議会委員及び調査員任命要項」の4に示す欠格事項に該当しないこと。
 - ・令和7年度に他の附属機関の委員を受けていないこと。

令和7年度 琴浦町学校計画訪問について

1 計画訪問のねらい（目的）

各学校の教育活動の現状や学校経営上の成果と課題を把握し、教育課程実施上の諸問題についての理解を深め、学校教育の充実に向けて支援することを目的に計画訪問を実施する。

2 訪問回数と時期について

（各教育委員の意見）

- 1年間ですべての学校をまわると、学校に負担がかかる。ただし、2年に1度だと訪問しない学校や訪問時期が開いてしまう学校もある。年に1回は各学校に行ったほうがよい。
- 数か月で大きな変化があるものではない。前期後期のいずれかで、それぞれの学校を年1回訪問してはどうか。
- 学校には、1年程度の期間があったほうがよい。春に訪問した学校は、次回も春に。
- 年1回は学校に行ってみたい。子どもたちの様子を見たい。時期は問わない。
- 校長が新しくなったところは、経営方針を早めにみる。変わっていないところは、時期をおいて訪問するのもよい。

【提案】〈回数〉年に1回は全ての学校を訪問する。

〈時期〉前期後期ほぼ同数となるようにする。ただし、校長に異動のあった学校は前期に実施するものとする。1年程度の期間を空けて実施する。

R7：前期 浦安小 聖郷小 赤碕小 赤碕中
後期 八橋小 船上小 東伯中

※前期、後期の学校の振り分けは案として校長会に提案し、そこで検討してもらう。

（園の訪問について）

園の町教委計画訪問は令和7年度から実施しない。園と園児の現状把握については、町教委指導主事が行う4歳児訪問、5歳児訪問、個別相談で対応していく。

3 懇談会の参加者と内容について

（各教育委員の意見）

- ・校長と学校経営のキーになる教員との話し合いでよい。
- ・参加する教員は、参加にあたっての目的をしっかりと押さえて懇談に向かってほしい。
- ・課題の整理として、年度末には学校評価を行う。その内容を見せてもらい、課題がどうなったのかを訪問で確認する方法もある。

【提案】〈参加者〉管理職と学校経営のキーになる教員（主任や校長が必要とする教諭等）

〈内容〉前期訪問校：（前年度の学校評価の結果を基にして）学校課題を把握し、課題に対する解決方法について学校と町教委で意見交換を行う。

後期訪問校：（学校評価の中間評価の結果を基にして）学校課題を把握し、課題に対する解決方法について学校と町教委で意見交換を行う。

4 その他

（教育委員からの意見）

- ・学校が何に焦点をあてて、子どもたちを育てているのか。その点をそれぞれの学校で見せてもらいたい。
→学校長に「学校経営、取組の重点等の説明」でその点について、明確に伝わるように説明してもらい、その上で授業参観を行う。
- ・懇談会で会話のキャッチボールができる時間をとってもらいたい。
→学校課題に対する解決方法について、学校と町教委で意見の交換（やりとり）ができるようにする。

令和7年度 琴浦町小中学校一斉公開実施要項

琴浦町教育委員会

1 ねらい

地域とともにある学校づくりをめざして、家庭、地域、学校が、学校教育の成果や課題を共有しながら、三者が一体となって子どもたちを育てる気運を高めるため、琴浦町の学校を一斉に公開する。

2 実施日時

令和7年5月30日（金）8時30分～12時30分

3 参観対象

保護者、地域の方

4 広報計画

一斉公開の実施については、各校からの周知とあわせ町広報誌やホームページ等で周知を行う。

5 その他

- ・教育委員会としてアンケートは実施しない。
- ・各学校では当日の来校者数（保護者、保護者以外）等を把握し、教育委員会に報告する。

琴浦町立学校 卒業式、入学式日程及び告辞割り当て

※ 入学・卒業者数は1月23日現在

令和6年度 卒業式				
学校名	日 時	出席のみ(挨拶なし)	告 辞 者	卒業児童生徒数
東伯中学校	3月11日 (火) 9時30分～	町長 福本まり子	教育長職務代理 森田 澄恵 (もりた すみえ)	102
赤碕中学校	3月11日 (火) 9時30分～	副町長 田邊 正博	教育長 河原 裕司 (かわはら ひろし)	59
浦安小学校	3月19日 (水) 10時00分～	\	教育長 河原 裕司 (かわはら ひろし)	40
聖郷小学校	3月19日 (水) 10時00分～	\	教育委員 鍛川 智恵 (かがわ ちえ)	22
八橋小学校	3月19日 (水) 10時00分～	町長 福本まり子	教育委員 黒松 悟司 (くろまつ さとし)	25
赤碕小学校	3月19日 (水) 10時00分～	副町長 田邊 正博	教育長職務代理 森田 澄恵 (もりた すみえ)	32
船上小学校	3月19日 (水) 10時00分～	\	教育委員 吉川 公一 (よしかわ こういち)	19

令和7年度 入学式				
学校名	日 時	出席のみ(挨拶なし)	告 辞 者	入学児童生徒数
東伯中学校	4月10日 (木) 14時00分～	副町長 田邊 正博	教育長 河原 裕司 (かわはら ひろし)	83
赤碕中学校	4月10日 (木) 14時00分～	町長 福本まり子	教育長職務代理 森田 澄恵 (もりた すみえ)	50
浦安小学校	4月10日 (木) 10時00分～	町長 福本まり子	教育委員 鍛川 智恵 (かがわ ちえ)	28
聖郷小学校	4月10日 (木) 10時00分～	\	教育委員 黒松 悟司 (くろまつ さとし)	17
八橋小学校	4月10日 (木) 10時00分～	\	教育長 河原 裕司 (かわはら ひろし)	27
赤碕小学校	4月10日 (木) 10時00分～	\	教育委員 吉川 公一 (よしかわ こういち)	21
船上小学校	4月10日 (木) 10時00分～	副町長 田邊 正博	教育長職務代理 森田 澄恵 (もりた すみえ)	25

令和6年度 市町村（学校組合）教育委員会委員研修会 開催計画（案）

教育総務課

1 目的

教育に関する情報の共有や教育行政の諸課題についての理解を深め、地域の実情や特性に応じた特色ある教育行政を推進するため、各市町村（学校組合）教育委員会の教育長及び委員を対象とした研修会を実施する。

2 実施方法

(1) 研修テーマ

鳥取県における「ふるさとキャリア教育」の取組について

(2) 実施方法

鳥取県教育委員会からの事業説明後、令和6年度鳥取県教育研究大会「ふるさとキャリア教育フェスティバル」及び「鳥取県探究成果等発表会」を視察

併せて、研修会場の鳥取県立美術館を視察（A.L.L等の取組の説明）

3 日時

令和7年2月1日(土) 11時00分～16時30分 ※午後は随時解散

4 場所

鳥取県立美術館1階 ○○○（調整中）

5 日程等

11:00～11:40 **県立美術館 館内視察、A.L.L説明**

～ 休憩 ～

11:45 開会 ※美術館視察に引き続き開催

11:45～11:50 開会あいさつ

11:50～12:15 **ふるさとキャリア教育概要説明**

～ 休憩 ～

13:00～(随時) **ふるさとキャリア教育フェスティバル、鳥取県探究成果等発表会** 視察

ふるさとキャリア教育フェスティバル	鳥取県探究成果等発表会
13:00～ オープニングムービー上映	10:00～10:10 開会式
13:05～ 開会挨拶	10:10～15:10 発表（理数課題）
13:15～ 行政説明	（昼食休憩 12:00～13:00）
13:25～ おしごと体験ツアー参加児童学びの 成果発表会	10:20～15:00 発表（地域課題）
14:00～ 体験ツアー協力企業担当者、高校生に よるパネルディスカッション	（昼食休憩 11:30～12:30）
15:00～ 休憩	15:40～16:00 閉会式（講評）
15:15～ CMコンテスト表彰式	
16:20～ 閉会	